

医療介護総合確保法に基づく  
山梨県計画

平成26年10月  
山梨県

### 3. 計画に基づき実施する事業

#### (1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	地域医療のあり方検討基礎調査事業				【総事業費】	10,000 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県医師会						
事業の目標	・ 地域医療構想策定に向け、医療関係団体等が自ら医療機能等の検討を行うために必要となる資料収集及び医療機関の自主的な取り組みを促進する。						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療構想の達成に向け、医療機関等の自主的な医療機能の分化・連携を促進するため、医療関係団体自らが行う地域医療在り方の検討に資する基礎調査の実施を支援する。</li> <li>・ 市町村単位で、将来の人口動態予測、疾病発生予測、入院患者動態を把握するとともに、医療機関単位での入院患者動態、医師数及び専門診療科を把握。また、在宅医療機関、訪問看護ステーション、介護施設の対応可能患者数など、在宅医療の支援資源の明確化を図る。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		10,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	6,666(千円)		民	6,666(千円)
			都道府県	3,334(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他	0(千円)				
備考(注4)	H26 年度：4,000 千円 H27 年度：6,000 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	地域分娩体制機能強化推進事業				【総事業費】 157,270千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	富士・東部						
事業の実施主体	山梨赤十字病院						
事業の目標	・富士・東部区域における分娩取扱医療機関数の維持・確保 現状：2施設      目標：2施設 （県全体 現状：15施設      目標：15施設）						
事業の期間	平成26年12月1日～平成28年3月31日						
事業の内容	・富士・東部区域においては、産科医の減少等を背景とした分娩取扱医療機関の集約化に伴い、山梨赤十字病院の分娩件数が大幅に増加。 ・これまで外来患者の増加に対応するため、地域の診療所との連携や、助産師外来の開設により対応してきたが、院内の機能分担や機能強化（増設）を図り、地域の周産期医療に対応するため、産婦人科外来棟を増築し、産婦人科外来、助産師外来を増設する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		157,270(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	42,000(千円)
		基金	国	42,000(千円)		民	0(千円)
			都道府県	21,000(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他	94,270(千円)	0(千円)			
備考(注4)	H26年度：25,207千円、H27年度：37,793千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	地域がん診療提供体制整備事業				【総事業費】 49,354 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	峡南						
事業の実施主体	峡南医療センター富士川病院						
事業の目標	・ 峡南区域におけるがん診療提供体制の確立 (平成 28 年度の地域がん診療病院指定)						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、県内でがん診療拠点病院の存在しない区域は、峡東区域、峡南区域の 2 区域存在する。</li> <li>・ 峡南区域において、「地域がん診療病院」の指定受領を計画している富士川病院に病理診断設備の整備を行い、地域がん診療病院への早期指定を促進し、がん診療の空白区域解消を図る。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		49,354(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	16,000(千円)
		基金	国	16,000(千円)		民	0(千円)
			都道府県	8,000(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注 3)
		その他		25,354(千円)		0(千円)	
備考(注 4)	H26 : 24,000 千円						

(注 2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	地域重症心身障害児(者)受入体制強化事業				【総事業費】 32,000 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	中北						
事業の実施主体	国立病院機構甲府病院						
事業の目標	・ 中北区域における重症心身障害児(者)受入病床数 現状：214 床 目標：220 床						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重症心身障害児(者)の増加により不足が見込まれる重症心身障害児(者)の受入病床を増床することにより、重症心身障害児(者)への適切な医療提供を確保する。</li> <li>・ 重症心身障害児(者)の受入を行う病院は、中北区域では 2 病院しかなく、病院の医療機能に応じて、より重症者は国立病院機構甲府病院で受け入れている。同病院の年間平均病床利用率は常時高水準(ほぼ 100%)で推移しており、救急患者受入や、レスパイト入院等にも対応可能な病床の確保が喫緊の課題となっていることから、重症心身障害児(者)受入病床を増床し、重症心身障害児(者)に対する適切な医療を確保する。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		32,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	10,667(千円)
		基金	国	10,667(千円)		民	0(千円)
			都道府県	5,333(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注 3)
		その他		16,000(千円)		0(千円)	
備考(注 4)	H26：6,400 千円、H27 年度：9,600 千円						

(注 2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業																				
事業名	在宅医療推進協議会設置事業				【総事業費】 2,140 千円																
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部																				
事業の実施主体	山梨県医師会、地区医師会(10 地域)																				
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療推進協議会を設置した地域数(県医師会及び地区医師会単位)</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>県全体</td> <td>現状 : 0 地域</td> <td>目標 : 1 地域</td> </tr> <tr> <td>中北</td> <td>〃 : 0 地域</td> <td>〃 : 3 地域</td> </tr> <tr> <td>峡東</td> <td>〃 : 0 地域</td> <td>〃 : 2 地域</td> </tr> <tr> <td>峡南</td> <td>〃 : 0 地域</td> <td>〃 : 2 地域</td> </tr> <tr> <td>富士・東部</td> <td>〃 : 0 地域</td> <td>〃 : 3 地域</td> </tr> </table>						県全体	現状 : 0 地域	目標 : 1 地域	中北	〃 : 0 地域	〃 : 3 地域	峡東	〃 : 0 地域	〃 : 2 地域	峡南	〃 : 0 地域	〃 : 2 地域	富士・東部	〃 : 0 地域	〃 : 3 地域
県全体	現状 : 0 地域	目標 : 1 地域																			
中北	〃 : 0 地域	〃 : 3 地域																			
峡東	〃 : 0 地域	〃 : 2 地域																			
峡南	〃 : 0 地域	〃 : 2 地域																			
富士・東部	〃 : 0 地域	〃 : 3 地域																			
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日																				
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内全域及び各地域で在宅医療の推進を図るため、県医師会、地区医師会に、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による在宅医療推進協議会を設置し、全県及び地域における課題抽出、解決策等の検討を行う。</li> </ul>																				
事業に要する費用の額	金額	総事業費	2,140(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	0(千円)															
		基金	国		1,426(千円)	民	1,426(千円)														
			都道府県		714(千円)		うち受託事業等 (再掲)(注 3)														
		その他	0(千円)		0(千円)																
備考(注 4)	H26 : 2,140 千円																				

(注 2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅医療チーム形成促進事業				【総事業費】 30,000 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	在宅医療に取り組む診療所等						
事業の目標	・ 複数のかかりつけ医や多職種による研修会等を開催した診療所等の数 現状：0 施設          目標：50 施設						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	・ 在宅医療チームの形成を促進することにより、在宅患者への適切なサポート体制を構築するとともに、在宅医療を提供する医師の増加を図るため、複数のかかりつけ医や多職種が連携した研修会の開催等を支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		30,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	0(千円)
		基金	国	20,000(千円)		民	20,000(千円)
			都道府県	10,000(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注 3)
		その他		0(千円)		0(千円)	
備考(注 4)	H26：20,000 千円          H27：10,000 千円						

(注 2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅医療提供体制機能強化事業				【総事業費】 525,000千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	在宅医療に取り組む診療所、病院等						
事業の目標	・ 在宅医療の実施に必要な医療機器等の整備を行った医療機関等の数 現状：0 施設      目標：100 施設						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	・ 在宅医療を提供する医療機関等の機能を強化し、在宅医療の提供機会の増加及び確保を図るため、在宅医療に取り組む診療所・病院等が行う医療機器等の整備を支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		525,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	233,333(千円)		民	233,333(千円)
			都道府県	116,667(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		175,000(千円)		0(千円)	
備考(注4)	H26：200,000千円      H27：150,000千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅医療連携拠点整備事業				【総事業費】 3,975 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	富士・東部						
事業の実施主体	上野原市						
事業の目標	・ 富士・東部区域において、在宅医療の推進、介護との連携体制を構築 在宅医療連携拠点設置数 現状：0 箇所 目標：1 箇所						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上野原市及び地域の医師会、診療所が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、介護関係者が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備する。</li> <li>・ 在宅医療連携拠点を整備するため、多職種連携の協議の場・課題抽出、在宅医療従事者の負担軽減策の検討等、効率的な医療提供のための多職種連携の働きかけ等を包括的に行う。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		3,975(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	2,650(千円)
		基金	国	2,650(千円)		民	0(千円)
			都道府県	1,325(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注 3)
		その他		0(千円)		0(千円)	
備考(注 4)	H26：2,500 千円 H27 年度：1,475 千円						

(注 2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅医療・介護連携のあり方調査事業				【総事業費】 5,000 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県医師会						
事業の目標	・ 全県的な在宅医療の推進方策や介護等との連携のあり方、人材育成のあり方等の把握						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高度急性期から在宅医療・介護まで一連のサービス提供体制を構築するには、受け皿となる在宅医療の充実確保が必要であり、特に在宅医療機関の連携体制、医療と介護の連携体制を全県的に構築することが重要となるが、現在のところ、地域ごと取り組みにばらつきが見られ、全県的な連携体制構築には至っていない。</li> <li>・ このため、在宅医療を提供する医療側から、全県的な連携体制構築に向け、在宅医療の推進方策、介護等との連携のあり方、人材育成のあり方等を検討するための調査を行う。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		5,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	3,333(千円)		民	3,333(千円)
			都道府県	1,667(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)			
備考(注4)	H26 : 2,000 千円 H27 年度 : 3,000 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅医療人材育成事業				【総事業費】 2,650 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県医師会、甲府市医師会、都留市医師会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種を対象とした研修会の開催 2回</li> <li>・認知症に対する理解・スキルアップ等を図る研修会等の開催 2回</li> </ul>						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療に取り組む医師の増加とともに、多職種協働により在宅医療を行う人材を育成するため、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修の実施を支援する。</li> <li>・県全域を対象とする多職種協働研修会等（県医師会）、認知症に対する理解を深め、スキルアップを図るための研修会、講習会等を開催する（甲府市医師会、都留医師会）。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,650(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	1,766(千円)		民	1,766(千円)
			都道府県	884(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)		0(千円)	
備考(注4)	H26: 2,650 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	訪問看護推進事業				【総事業費】 897千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県、山梨県看護協会、NPO 法人山梨県ホスピス協会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問看護推進協議会 2回</li> <li>・ 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修事業 各5日</li> <li>・ 訪問看護管理者研修 2回</li> <li>・ 在宅ターミナルケア普及事業 講演会 1回、パンフレット作成配布 1回</li> </ul>						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の在宅医療の推進を図るため、医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する訪問看護推進協議会で、訪問看護に関する課題や対策等を協議する。</li> <li>・ 県民や看護職、支援関係者を対象に、在宅医療の推進に不可欠な訪問看護の充実を図るため、研修・普及啓発等を実施する。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		897(千円)	基金充 当額 (国費) におけ る 公民の 別 (注2)	公	51(千円)
		基金	国	598(千円)		民	547(千円)
			都道府県	299(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)		0(千円)	
備考(注4)	H26: 897千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	訪問看護推進拠点事業				【総事業費】	1,635 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県看護協会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問看護を安定的に供給するための拠点機能設置に向けた運営委員会の開催 3 回</li> <li>・ 訪問看護を活用した在宅療養を推進するための県民への普及啓発の実施 普及啓発講演会 1 回 普及啓発チラシ作成 50,000 部</li> </ul>						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問看護師の確保・定着を図るとともに、訪問看護を安定的に提供するため訪問看護ステーション間の相互補完体制となる拠点機能設置に向け、医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する運営委員会を開催するとともに、訪問看護の普及啓発を行い、在宅医療の推進を図る。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,635(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	0(千円)
		基金	国	1,090(千円)		民	1,090(千円)
			都道府県	545(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注 3)
		その他	0(千円)	0(千円)			
備考(注 4)	H26 年度 : 1,635 千円						

(注 2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	退院支援マネジメント養成研修事業				【総事業費】 4,501 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県看護協会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退院支援マネジメント養成検討会議 3 回</li> <li>・ 退院支援マネジメント標準ツールの作成 15,000 部</li> <li>・ 退院支援マネジメント普及啓発研修の開催 1 回</li> </ul>						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>・ 入院から在宅への移行期において適切な退院支援を確保するため、退院支援マネジメントのための標準的なツールを作成するとともに、退院支援マネジメントを実践できる人材養成と普及のための研修会を開催する。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		4,501(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	0(千円)
		基金	国	3,000(千円)		民	3,000(千円)
			都道府県	1,501(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注 3)
		その他		0(千円)			0(千円)
備考(注 4)	H26 年度 : 4,501 千円						

(注 2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅歯科医療連携室整備事業				【総事業費】 4,048 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県歯科医師会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅歯科医療連携室による相談対応件数 80 件</li> <li>・ 在宅歯科医療機器の貸出件数 130 件</li> <li>・ 在宅歯科連携室運営推進協議会の開催 1 回</li> </ul>						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅歯科医療の推進や在宅における医科・歯科・介護の多職種連携を推進するため、在宅歯科医療連携室を設置する。</li> <li>・ 歯科医療連携室では、医科・介護等との連携・調整、在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		4,048(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	0(千円)
		基金	国	2,699(千円)		民	2,699(千円)
			都道府県	1,349(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)			
備考	H26 年度：4,048 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	地域在宅療養支援室整備事業				【総事業費】 6,915 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	中北						
事業の実施主体	甲府市歯科医師会						
事業の目標	・ 甲府市歯科医師会内に在宅歯科医療支援室を設置 現状：0 箇所      目標：1 箇所						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲府地域における在宅歯科医療提供体制の推進を図るため、甲府市歯科医師会が行う在宅療養支援室の整備を支援する。</li> <li>・ 在宅療養支援室では、在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るため、在宅療養支援室を設置し次の事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療、介護等との連携・調整</li> <li>・ 在宅や施設等で療養する歯科医療や口腔ケア希望者への訪問調査、歯科診療所等への搬送、歯科診療所の紹介</li> <li>・ 在宅歯科医療等に関する相談</li> </ul> </li> <li>・ 具体的には、在宅療養支援室の職員が、県在宅歯科医療連携室等からの情報提供・訪問依頼に基づき、患者宅へ訪問調査を行い、対象者の身体状態・歯科治療に対する希望等を把握したうえで、担当ケアマネージャ・地域包括支援センター等との情報共有も踏まえてケースごとの適切な歯科支援体制を検討し、次のサービス提供に結び付ける。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		6,915(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	0(千円)
		基金	国	1,920(千円)		民	1,920(千円)
			都道府県	960(千円)			
		その他	4,035(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)	
備考	H26 年度：2,880 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅歯科・多職種連携推進事業				【総事業費】 4,508 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県歯科医師会						
事業の目標	・在宅歯科・多職種連携ツールの作成・配布件数 目標：40,000 部作成、県内 500 箇所（歯科診療所等）に配布						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者等を対象に、口腔に関する状況の把握及び在宅歯科・多職種連携推進のツールとして「お口の健康手帳（仮称）」を作製・配布する。</li> <li>・この手帳には、日頃からの健康管理に役立つ情報と健診の記録やかかりつけ歯科医等での歯科診療を記録するとともに、医科の主治医の所見、口腔ケア実施の場合は歯科衛生士の所見、薬剤師、ケアマネージャー等の介護に関わる方々の意見を記入も可能なものとし、介護計画等の策定や歯科の治療などに資する医療従事者、介護サービス者の連携システムとしての活用も図る。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		4,508(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	0(千円)
		基金	国	3,005(千円)		民	3,005(千円)
			都道府県	1,503(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他	0(千円)	0(千円)			
備考	H26 年度：198 千円 H27 年度：4,310 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅歯科医療人材育成事業				【総事業費】 712 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県歯科医師会						
事業の目標	・ 在宅歯科医療人材育成研修会の開催回数 2 回						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	・ 在宅歯科医療人材の育成を図るため、県歯科医師会が実施する、在宅歯科医療に従事する歯科医師・歯科衛生士を対象とした、高齢者の心身の特性・リスク管理手法の口腔機能管理・食支援・栄養管理及び要介護者等への介助方法の研修事業の開催を支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		712(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	0(千円)
		基金	国	475(千円)		民	475(千円)
			都道府県	237(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他	0(千円)	0(千円)			
備考	H26 年度 : 712 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅歯科連携人材育成事業				【総事業費】 801 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体、中北						
事業の実施主体	山梨県歯科医師会、甲府市歯科医師会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅歯科連携人材育成研修会の開催回数 山梨県歯科医師会：1 回 甲府市歯科医師会：1 回</li> </ul>						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病などの生活習慣病と歯周病が密接に関連していることが明白となってきたことから、糖尿病に関する医科・歯科連携を推進するため、県歯科医師会が実施する、医師・歯科医師・看護師・歯科衛生士・栄養士・介護施設等従事者などを対象とした研修会の開催を支援する。</li> <li>また、地域単位での医科と歯科の信頼できる関係を構築するため、甲府市歯科医師会への助成により、歯科・医科連携を推進するための研修会を実施し、地域包括ケアの構築を目指す。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		801(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	0(千円)
		基金	国	534(千円)		民	534(千円)
			都道府県	267(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他	0(千円)				
備考	H26 年度：801 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅歯科訪問体制強化事業				【総事業費】	4,291 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県歯科医師会						
事業の目標	・ 在宅歯科診療訪問車の整備 1 台						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適時・適切な在宅歯科医診療提供体制の構築を図るため、県歯科医師会が行う在宅歯科診療訪問車等の整備を支援する。</li> <li>・ 在宅歯科診療用の機器や車いすを搭載した訪問車を、在宅歯科医療を実施する歯科医に貸与することにより、在宅患者への適切な在宅歯科診療の提供を図る。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		4,291(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	0 (千円)
		基金	国	1,907(千円)		民	1,907(千円)
			都道府県	953(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)
		その他		1,431(千円)			
備考	H26 年度 : 2,860 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	2 . 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅療養拠点薬局整備事業				【総事業費】 35,000 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体、中北、峡東						
事業の実施主体	調剤薬局						
事業の目標	・ 無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 県全体 現状：3 地域 目標：6 地域						
事業の期間	平成 26 年 12 月 20 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅がん患者等の療養生活を支えるため、地域において、中心静脈栄養、抗がん剤等の製剤処理を行うことができる調剤薬局の整備が必要となるが、現在のところ、甲府、峡南、富士北麓地域に整備されているのみである。</li> <li>・ このため、未整備の中巨摩東部(中北)、南アルプス市(中北)、東山梨(峡東)地域において、無菌調剤設備を備え、併せて無菌製剤処理に関する研修センター機能を担う拠点薬局として、共同利用を可能とする安全キャビネット付き無菌調剤室 1 箇所、無菌調剤室 2 箇所を整備する。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		35,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	0(千円)
		基金	国	18,667(千円)		民	18,667(千円)
			都道府県	9,333(千円)			うち受託事業等 (再掲)
		その他		7,000(千円)			
備考	H26：28,000 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	地域医療支援センター運営事業				【総事業費】 22,548 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県、山梨大学医学部附属病院						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療に対する意識付けを図るための各種事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域卒医学生等への面談者数 27 人</li> <li>・ 後期研修プログラムの作成</li> <li>・ 地域医療機関への斡旋等医師数 2 人</li> <li>・ 臨床研修指導医講習会の開催 1 回</li> <li>・ 若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回</li> </ul> </li> </ul>						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。</li> <li>・ 県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域卒医学生等に対する面談等の実施、中核病院、地域医療機関を循環しながらスキルアップする後期研修プログラムを作成・実施する。</li> <li>・ また、地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		22,548(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	15,032(千円)
		基金	国	15,032(千円)		民	0(千円)
			都道府県	7,516(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他	0(千円)				
備考(注4)	H26 : 22,548 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	医学生定着促進実習支援事業				【総事業費】 6,600 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨大学						
事業の目標	・ 地域の医療機関における実習参加者数 140 人						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師の地域偏在の解消に向け、医学生の地域医療への意識付けを図るため、山梨大学地域枠医学生を対象に、地域の医療機関を活用した継続的な体験実習の実施を支援する。</li> <li>・ 地域の医療機関を、医学生を医師として育てるための「里親」と位置付け、山梨大学地域枠医学生を対象に、それぞれ地域の医療機関（里親病院）を割当て、1 年次～6 年次まで継続して、割当医療機関で病院実習や勉強会等に参加させることで、地域医療及び地域の医療機関への意識付けを図る。平成 26 年度は、1 年次～4 年次までの 140 人を対象に実習を実施する。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		6,600(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	4,400(千円)
		基金	国	4,400(千円)		民	0(千円)
			都道府県	2,200(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注 3)
		その他		0(千円)		0(千円)	
備考(注 4)	H26 : 6,600 千円						

(注 2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	産科医確保臨床研修支援事業				【総事業費】 6,700 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨大学						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>産科後期研修の新規受講者数 3人</li> <li>参考 新規受講者数の過去5年間平均 2.8人</li> </ul>						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で安心してお産ができる体制の整備に向け、産科医を育成・確保するため、県内統一の産科後期研修プログラムの運営及び研修医の募集を支援する。</li> <li>研修プログラムの運営に当たっては、若手医師の高度専門医療への志向に対応し、ハイリスク分娩等の高度な医療技術の修得ができるよう、他大学への短期派遣研修をプログラムに位置付けるとともに、産科医療技術を学ぶ講習会等を開催するなど若手医師の向上心等に訴求した研修医募集活動を行い、更なる産科医の育成・確保を図る。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		6,700(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	4,467(千円)
		基金	国	4,467(千円)		民	0(千円)
			都道府県	2,233(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他	0(千円)	0(千円)			
備考(注4)	H26 : 6,700 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	産科医等分娩手当支給事業				【総事業費】 63,999 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	分娩取扱医療機関						
事業の目標	<p>・ 地域における産科医療提供体制の維持・確保を図るため、現在の分娩取扱医療機関 17 施設を維持する。</p> <p>分娩手当支給医療機関数 現状：17 施設 目標：17 施設</p>						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>・ 勤務環境が特に厳しい産科医及び助産師の勤務条件を改善することにより産科医等の確保を図るため、産科医等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		63,999(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	15,867(千円)
		基金	国	28,444(千円)		民	12,577(千円)
			都道府県	14,222(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		21,333(千円)		0(千円)	
備考(注4)	H26 : 42,666 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	NICU 入室児担当手当支給事業				【総事業費】 2,080 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	新生児担当手当を支給する医療機関						
事業の目標	・ 新生児担当手当支給医療機関数 現状：1 施設 目標：1 施設						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	・ 勤務環境が特に厳しい新生児医療担当医の勤務条件を改善することにより新生児医療担当医師の確保を図るため、新生児医療担当医に対し手当を支給する医療機関を支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,080(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	462(千円)
		基金	国	462(千円)		民	0(千円)
			都道府県	231(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)
		その他		1,387(千円)			
備考(注4)	H26 : 693 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	新人看護職員研修事業				【総事業費】 17,403 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県立大学、山梨県看護協会、各医療機関						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修に参加した新人看護職員の臨床実践能力の獲得、適切な研修実施体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多施設合同研修の実施 7 日間</li> <li>・ 実地指導者研修の実施 6 日間</li> <li>・ 新人看護職員卒後研修の実施 23 病院</li> <li>・ 新人看護師指導担当者研修の実施 3 日間</li> </ul> </li> </ul>						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援および、自施設では研修を完結できない小規模病院に対しては新人看護職員を対象とした合同研修を実施する。さらに、実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実施体制を確保する。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		17,403(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	4,091(千円)
		基金	国	6,527(千円)		民	2,436(千円)
			都道府県	3,264(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注 3)
		その他		7,612(千円)		0(千円)	
備考(注 4)	H26 : 9,791 千円						

(注 2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護職員資質向上推進事業				【総事業費】 10,856 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県、山梨県看護協会、山梨県立大学						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各研修対象者に対して研修等の情報提供・普及活動の実施</li> <li>・ 看護職員専門分野研修の実施（認知症看護・緩和ケア 7ヶ月間）</li> <li>・ 看護職員実務研修の実施 3～7日間</li> <li>・ 潜在看護職員復職研修事業 3～5日間</li> <li>・ 看護職員実習指導者講習会の実施 40日間</li> <li>・ 認定看護師の養成 5名</li> <li>・ 資質向上研修 21日間</li> </ul>						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>・ 看護職員を対象とした資質向上を図るための研修会の開催を支援する。看護士の資質向上を目的に、認定看護師の養成、看護職の成長段階に合わせた専門分野別の研修、職能別特徴に照らし合わせた研修、潜在看護職員を含む有資格看護職者とした復職支援研修等を実施することにより、県内の看護の質、医療の質の向上を図る。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		10,856(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	4,693(千円)
		基金	国	6,393(千円)		民	1,700(千円)
			都道府県	3,197(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他	1,266(千円)	0(千円)			
備考(注4)	H26 : 9,590 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護師等養成所運営費補助事業				【総事業費】 95,100 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	民間立看護師養成所 ( 3 施設 )						
事業の目標	・ 専任教員配置、実習経費等により教育内容の向上を図った養成所数 3 施設						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	・ 看護師等養成所における教育内容の向上を図ることにより、質の高い看護師等を養成するため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		95,100(千円)	基金充当額 ( 国費 ) における 公民の別 ( 注 2 )	公	0(千円)
		基金	国	63,400(千円)		民	63,400(千円)
			都道府県	31,700(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)		0(千円)	
備考 ( 注 4 )	H26 : 95,100 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額 (キャッシュベース) を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護職員確保対策事業 (新卒看護職員 U・I ターン就職促進事業)				【総事業費】 1,638 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無料就職相談会の実施 年 2 回</li> <li>・ 学校訪問の実施 50 校訪問</li> <li>・ 就職情報誌の作成 3,000 部</li> </ul>						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護職員の確保を図るため、他県で修学している本県出身の看護学生を中心に県内就職情報を積極的に発信し、インターンシップや病院説明会等への参加に繋げ、U・I ターン就職を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無料就職相談会の開催 (6 月・2 月の 2 回予定)</li> <li>・ 就職情報誌作成</li> <li>・ 学校訪問による P R 活動 (関東近県の学校養成所を訪問)</li> </ul> </li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,638(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	1,092(千円)
		基金	国	1,092(千円)		民	0(千円)
			都道府県	546(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注 3)
		その他		0(千円)		0(千円)	
備考(注 4)	H26 : 1,638 千円						

(注 2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護職員確保対策事業 (就業環境改善アドバイザー派遣事業)				【総事業費】 1,051 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県						
事業の目標	・ 各施設の要望に合ったアドバイザーを派遣 年 4 回、県内病院 20 施設 (各施設における自己点検により事業効果を測定する)						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	・ 看護の質の向上や職場環境、指導管理体制の改善を希望する病院に対して、アドバイザーを派遣し現場の課題に応じた改善策の提案や改善に向けた助言等を行うことにより、魅力ある病院づくりを進め、看護職員の確保定着を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,051(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	701(千円)
		基金	国	701(千円)		民	0(千円)
			都道府県	350(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注 3)
		その他		0(千円)		0(千円)	
備考(注 4)	H26 : 1,051 千円						

(注 2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護職員確保対策事業 (看護の心の健康相談事業)				【総事業費】 654 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県看護協会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業継続のための看護職の心の健康相談の実施</li> <li>・ 健康相談の計画的な実施 月 2 回</li> <li>・ 相談希望数及び健康相談者の継続就業状況</li> </ul>						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心の健康相談を希望する県内の看護職員を対象に、仕事に関する悩み・不安を気軽に相談できるよう臨床心理士による相談窓口を設置し、心の悩みを解消し、離職防止に繋げる。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		654(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	0(千円)
		基金	国	436(千円)		民	436(千円)
			都道府県	218(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注 3)
		その他		0(千円)		0(千円)	
備考(注 4)	H26 : 654 千円						

(注 2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護職員確保対策事業 ( ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業 )				【総事業費】	143 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県看護協会						
事業の目標	・ 計画的な就業相談の実施 県内 3 ハローワーク、各 3 回実施 H27 年度以降は就業相談の実施数および就業相談等の支援により再就業した看護職員数にて事業効果を測定						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策を支援する。</li> <li>・ 潜在看護職員の再就業を効果的に進めるため、ナースセンターと公共職業安定所(ハローワーク)が連携し、情報共有を行うとともに、ハローワークを巡回し就業相談を実施する。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		143(千円)	基金充当額 ( 国費 ) における 公民の別 ( 注 2 )	公	0(千円)
		基金	国	95(千円)		民	95(千円)
			都道府県	48(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)		0(千円)	
備考(注4)	H26 : 143 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	富士・東部地域看護師確保対策事業				【総事業費】 901,126 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	富士・東部						
事業の実施主体	都留市						
事業の目標	・平成 28 年 4 月の開校に向けた施設・設備整備 開校後の目標 卒業生(80 人)のうち県内施設への就業者数 40 人(定員の 50%)						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	・看護師の地域偏在解消に向け、看護師不足が特に著しい富士・東部地域における看護師の確保を図るため、都留市が実施する健康科学大学看護学部誘致のために必要となる施設改修経費等を支援する。 平成 28 年 4 月開校予定 定員 80 人						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		901,126(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	120,000(千円)
		基金	国	120,000(千円)		民	0(千円)
			都道府県	60,000(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注 3)
		その他		721,126(千円)		0(千円)	
備考(注 4)	H26 年度：77,000 千円 H27 年度：103,000 千円						

(注 2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	歯科衛生士確保養成支援事業				【総事業費】 810 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県歯科医師会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科医衛生士養成確保研修会の開催 3 回</li> <li>・ 歯科衛生士養成確保研修を受講した歯科医衛生士数 20 名</li> </ul>						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山梨県歯科医師会への助成により、就職希望者の不安を取り除くための診療補助等にかかる講義と実習研修を実施し、離職歯科衛生士が再就職しやすい環境を整えることで歯科衛生士人材の確保を図る。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		810(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	0 (千円)
		基金	国	540(千円)		民	540(千円)
			都道府県	270(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)			
備考	H26 年度 : 810 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	歯科衛生専門学校施設設備整備事業				【総事業費】 19,100 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県歯科医師会						
事業の目標	・ 障害者や ICT 教育に対応した施設への改修 1 箇所						
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日						
事業の内容	・ 口腔ケアに加え、新たな役割である在宅歯科医療や障害者歯科医療などの専門性を高める研修に対応するとともに、在宅医療に対応した科目に介護保険支援プログラムの導入や実習状況をモニターで確認できるシステムを導入するなど、ICT を活用した授業・実習の充実を図るため、歯科衛生士専門学校の改修・設備整備を支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		19,100(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	0 (千円)
		基金	国	8,467(千円)		民	8,467(千円)
			都道府県	4,233(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他	6,400(千円)	0(千円)			
備考	H26 年度 5,868 千円 H27 年度:6,832						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護職員就労環境改善事業				【総事業費】 162 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修の開催 1 回 (研修会開催時のアンケート調査により事業評価を行う)</li> </ul>						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療施設における看護職員の就労環境改善のための体制の検討を促進するため、看護管理者的業務に従事している者を対象に、短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修を行うとともに、最新の取り組み事例などの情報を提供する。</li> </ul>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		162(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	108(千円)
		基金	国	108(千円)		民	0(千円)
			都道府県	54(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注 3)
		その他		0(千円)		0(千円)	
備考(注 4)	H26 年度 : 162 千円						

(注 2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	病院内保育所運営費補助事業				【総事業費】 54,290 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	院内保育所を設置する民間医療機関						
事業の目標	・ 院内保育所運営により計画的な勤務環境改善を図る民間医療機関数 7 施設						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	・ 医療従事者の勤務環境の改善を図ることにより離職防止及び再就業を図るため、勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取り組みを支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		54,290(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	24,129(千円)		民	24,129(千円)
			都道府県	12,064(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		18,097(千円)		0(千円)	
備考(注4)	H26 年度 : 36,193 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	小児救急医療体制確保事業 (小児救急医療体制整備事業)				【総事業費】 52,926 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県						
事業の目標	・ 小児二次救急輪番体制の維持・確保 小児二次救急輪番体制参加病院数 現状：8 病院 目標：8 病院						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	・ 小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急体制を整備するために必要な医療従事者確保に要する経費等を支援する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		52,926(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	16,456(千円)
		基金	国	23,522(千円)		民	7,066(千円)
			都道府県	11,761(千円)			
		その他	17,643(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 7,066(千円)	
備考	H26 年度：35,283 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	小児救急医療提供体制確保事業 (小児救急電話相談事業)				【総事業費】	20,600 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	甲府市医師会						
事業の目標	・ 継続的な小児救急電話相談の実施 小児救急電話相談の実施による、不要・不急の受診の抑制						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	・ 地域における小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、県内どこでも患者の病状に応じた適切な医療が受けられるようにするとともに、休日・夜間等における不要・不急の受診の抑制を図ることにより小児救急医の負担軽減を図るため、小児患者の保護者等向けの専門の看護師による電話相談体制を整備する(#8000) 電話相談受付時間 毎日 : 午後 7 時 ~ 翌日 7 時 土曜日 : 午後 3 時 ~ 翌朝 7 時 休日 : 午前 9 時 ~ 翌朝 7 時						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		20,600(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	0
		基金	国	13,733(千円)		民	13,733
			都道府県	6,867(千円)			(千円)
		その他		0(千円)			うち受託事業等 (再掲)
備考	H26 年度 : 20,600 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	3 . 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	救急搬送受入支援事業				【総事業費】 58,424 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	県立中央病院外 5 病院						
事業の目標	最終受入医療機関の確保 現状：6 施設 → 目標：6 施設 救急患者受入要請回数 4 回以内の割合 現状：97.8% → 目標：98.5%						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	・ 患者の重症度や疾患に応じた適切な救急搬送を行うことにより、救急勤務医の負担軽減を図るため、患者の状況等に応じた搬送医療機関への搬送のルール化、最終受入医療機関の継続的な確保など、救急患者の受入体制を整備する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		58,424(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	8,260(千円)
		基金	国	12,981(千円)		民	4,721(千円)
			都道府県	6,490(千円)			うち受託事業等 (再掲)
		その他		38,953(千円)			
備考	H26 年度：19,471 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。